

伊賀駒吉郎の女子教育論

— 樟蔭学園「建学の精神」の基盤 —

住 友 元 美

はじめに

富豪森平蔵氏が教育機関設立の為、百万円の大金を投げ出して一切の計画を伊賀駒吉郎氏に一任した其の結晶が、大軌沿線小坂に樟蔭高等女学校として出現した。同校は本年（1918年—引用者）四月に開校して既に二百人の本科一年生と四十余人の専攻科生を集めて居るとかいふだけでも信用の程度が知れやう。〈中略〉同校の内容に至つては実に日本一の称呼を縦にすべき資格を備へたもので、建築設備の概要をいへば敷地が一万三千坪、校舎の建坪が一千五百坪、其の建築費が五十万円、樹木庭園運動場の設備費から今後の維持費を産み出すべき約三十万円の基本金を通算すると、優に百万円を超過するといふが、〈中略〉別に財団法人へ追加しようといふ条件まで添へて目下法人組織の出願中である。^{*1}

これは、1918年4月に開校された樟蔭高等女学校（以下、樟蔭高女と略記する）の落成式（同年11月開催）の様を伝える雑誌記事の一部である。この落成式において招待客に贈呈されたとされる『私立樟蔭高等女学校記念帖』（以下、『記念帖』と略記する）は、樟蔭高女の設立趣旨・経緯を伝える史料として、これまでに『樟蔭の栞』（学校法人樟蔭学園事務局 1975年）や『樟蔭学園 80周年記念誌』（学校法人樟蔭学園 1997年）などによってその詳細が紹介されている。また、その設立趣旨は、樟蔭学園の「充実した設備、秀れた指導者、良好な教育環境を整えて、現代社会の進歩に対応し得る高い知性と豊かな情操とを兼ね備えた、女性としての円満な人格を形成させる」という「建学の精神^{*2}」・「不変の教育理念^{*3}」として、今日の学園生活のなかにも活かされていると言えよう。その設立趣旨の起草者が、樟蔭高女初代校長を務めた伊賀駒吉郎（1869年～1946年）である。

伊賀は、1893年に東京私立哲学館（現東洋大学）を優秀な成績で卒業したのち、兵庫県明石女子師範学校教諭等の職を経て、大阪府立島之内高等女学校（府立高女としては清水谷・大手前に次ぐ新設校、のち「夕陽丘高等女学校」）の初代校長として1906年3月の設立段階から1916年4月までその教育・運営に携り、また、同校長就任後に刊行した『女性大観』（宝文館 1907年12月）などの著作によって、教育界において、殊に女子教育に関して、全国的に知られる存在となっていた^{*4}。私学経営を志した森平蔵が、1916年初夏に、伊賀にその運営を一任したのも、かかる彼の業績・名声に期待し、彼の教育思想に共感したからであったと思われる。そして伊賀は、その樟蔭高女創設準備中に『女子教育の革新』（大鏡閣 1917年11月）を刊行し、さらに自らの女子教育に対する立場を明確に示していた。

本稿は、かかる伊賀の女子教育論を明らかにし、それと『記念帖』を比較検討することによって、如何なるかたちでそれが実践されることになったか——樟蔭高女の経営に活かされたか——

を明らかにすることを課題としている。

1 『女性大観』（1907年）にみる女子教育論

『女性大観』（以下、『大観』と略記する）は、女子教育に携る伊賀が「自己の女性問題に関する立脚地を明かにし先輩諸家の批評を仰ぐの甚だ必要なを感」じたために執筆されたものである〔自序〕（以下、特に注記のない場合は『大観』からの引用であり、頁数のみを記す）。その内容は、キリスト教・仏教・儒教の女性観（第1・2・3章）に始まり、日本女性略史（第4章）、女性の身体・心意（第5・6章）、「男女尊卑優劣論」（第7章）、「女子教育目的論」（第8章）、「高等女学校論」（第9章）、「女子の高等教育を論ず」（第10章）、女子職業論・結婚論・家庭論（第11・12・13章）に至る、本文854頁に及ぶ大著である。本章においては、同書における女子教育に関する記述を中心に分析し、伊賀の女子教育論の特徴を明らかにしたい。

伊賀は、第8章「女子教育目的論」において、下田次郎（女子高等師範学校教授・文学者）・成瀬仁蔵（日本女子大学創業者・校長）・建部遯吾（東京帝国大学教授・社会学者）・桑木巖翼（京都帝国大学教授・哲学者）の女子教育論を取り上げ、批評している*⁵。そこで伊賀は、桑木の「人格修養主義*⁶」について「女子教育の目的に就いては此の人格修養主義が最も論理的概括的で且つ根本的であると思ふ」と賛意を示したうえで、しかし人格修養は本来男女に共通するものであり女子に限定されるものではないと指摘し、さらに桑木が女子にも男子と同じく専門教育を必要とした点には疑問を呈している。そして、「殊更に女子教育の目的として論ずる場合は単に人格の養成と云ふのみでは物足りないやうな心地がする」と述べ、「淑女主義」を提唱するのである。

ここで伊賀は「淑女主義」について、高等女学校令第一条に掲げられた高等女学校の目的（「女子に須要なる高等普通教育を施すこと」）を引用しつつ、「余輩は此の第一条を解釈して淑女の養成にありとなすものである」と述べて、次のように言う。

淑女と言へば普通一般の智識技能も必要であれば嫁しては良妻となり賢母となるべき資格がなければならないし、朋友と交つては交際の円満なるべきこともなければならないし、社会国家に対しても尽くすべき本務を全ふする資格を有せなければならない。従つて其の内容は甚だ多端であるがしかし多端なる内容は修養された人格即ち品格さへあれば出来るものである、之に由つて余輩は淑女主義を以て比較的に女子教育の目的を能く表明するものであると思ふ。〔407〕

ここで伊賀が論じたのは、「特殊専門学の教授を目的とせるものや或は職業学校の目的」ではなく、「女子の高等普通教育の目的」としての「淑女主義」であった。そして、その内容として、「高等常識」・「一般的の技能」・「婦徳」・「健全なる身体」を挙げ、なかでも「婦徳」に関しては、「根本的の修養……例へば自治の精神の養成、仕事に専心すること、秩序、整頓、親愛など……にだに力を尽して置いたならば他のことは其のときに當つて自然に遣つてのけることが出来」、「学校では確實なる基礎を養成すると云ふのみで之れが完成は他日社会各種の實際的方面に當つて然る後に望むべきものである」と述べて〔412-413〕、従来のように夫や舅姑に対する徳などの

煩瑣な内容を12、3歳から教えるよりも、「嫁しては良妻となり賢母となるべき資格」としての「修養された人格」（確実な基礎）を養成する必要性を説いた。

さらに伊賀は、この「婦徳」の養成に関して、従来の女子教育の問題点——本来「快活な良性質」を有していた女学生が、学校教育を経ることによって、「鹿爪らしき行儀作法は心得て居つても人情の自然に通じ敏捷に円滑に他人に対することが出来ない」女性になることを指摘し、その「女学生の快活の氣象を失はしむる原因」となっている学校教育の問題点——を列挙している。それは、第一に、「我が国の学校特に其の運動場と其設備とは未だ不完全で之れが為めに身心の自然的発達を損ふことが多い」こと、第二に、「教育、教授の方法が今尚ほ依然として圧迫的注入法であつて学問に対して直接的興味を喚起することがない」ために「学問は神経質或は一種陰鬱なる氣象を養成する媒介をなして居る」こと、第三に、「教師と生徒との関係が頗る冷淡である」こと、第四に、女学生の模範となるべき女教師が先述したような短所を持っていること、第五に、学校・教師が「囚徒奴隸的の態度を以て生徒を拘束」していること、以上である。これらの原因に依り、従来の女子教育が改善されなければ、女生徒の身心の自然的発達が阻害され、学問的関心や積極的態度の欠如した神経質な気性が養成されることになると伊賀は指摘したのである [417-437]。

また伊賀は、教育における性差について、単に生理的な男女差——女子には月経・妊娠・出産という「重任を課せられて居ると云う点」——からしても、「高尚専門の学芸は少くとも原則としては男子の専門的事業となすことが有形無形の何れの経済よりするも利益」と言い、一般論として、「女子が其の学術研究を男子の如く持続するに便利な機会を欠き勝であると云ふことはこれやがて女子の本分、女子の天職から来たところの最も自然的なる最も必然的なるものであるからして此の天職を全然辞職せない以上は如何ともすることが出来ない。然り此の天職を辞職したならば其は已に女子ではないのである」と論じていた [561-567]。しかしその一方で、彼は、高等な女子教育の必要性を強調している。ここで彼がその必要性を強調していたのは、先述したような問題点を孕んだ従来のままの女子教育の高等化では勿論なく、また、当該期に一部で行なわれていた女子高等教育の普及でもなかった。彼は、当該期のいわゆる女子高等教育とは、専門教育（職業教育）——いわば、男性を基準とした教育——であり、それを受けることによって女性の趣味・志向は男性的になると認識しており^{*7}、これこそが欧米諸国で問題化している家庭凋落の原因であると考えていた。そして今後の女子教育においては、家庭（男女関係）の円満な発展のために必要とされる高尚な人格・常識の養成を目的とした、より高等な普通教育が必要となると主張したのである。本来、高等普通教育は男女共に必要とされるものではあるが、殊に女性に関しては、「女性の天職」を全うするための「女子に正当な教育」として、かかる高等普通教育が必要であるというのである [811-814・827-828]。

ここで伊賀が女子教育について論ずるにおいて前提としていた「女性の天職」とは、従来女性が担ってきた（担わされてきた）家政・育児を指していた。しかし彼は、この家政・育児に従事する女性の立場を、従来のように男性——生産（職業）に従事し経済的収入を得る者——の劣位にあるものとはみなしていない。男性が生産（職業）に従事し女性が消費（家政・育児）に従事

するのは、自然分業であり、対等な関係であると彼は認識していた。そこで彼は、男性が女性の消費活動の価値を正当に評価し、女性はその責務を遂行するために、現在よりもさらに高等な普通教育を受ける必要性を説いたのである [644-654]。

また一方で、伊賀は、職業に就かねばならない女性に対する教育にも注意を払っていた。彼は、高等女学校は高等普通教育を目的とするところであるので、何等かの職に就く必要のある女性は、むしろ「家庭相当の実務に適切な修養をなし或は女子に適当な職業教育を受ける」べきと考え、「今日の高等女学校の種類の学校の増設よりも寧ろ女子の補習学校各種女子実業学校の増設を急務」であると認識していた。しかし、これは高等女学校を不要視し、あるいはその現状維持を説いた訳ではなく、職に就く必要のない（中流以上の）女性に対しては、より高等な普通教育の実施を主張していたことは上述した通りである [499-503]。

したがって、繰り返し言うように、伊賀の主張していた女子の高等教育とは、既存の高等女学校における妻・母としての煩瑣な内容の「圧迫的注入」教育 [423] や女子高等教育機関で施されているような職業教育ではなく、「婦人の人格を高くし其の天職を完全に尽さしめる」ための高等普通教育を目的とするものであったのであり、かかる教育が実施される学校の必要性を説いたのである [597-604]。その学校運営に関して彼は、高等女学校が授業料を以て主たる財源とするようになったならば、官公立だけでなく私立でも完全な学校ができるはずであると言い、「欧米各国の如き大富豪が多くの資金を義捐して完全なる私立学校を起すに至ることは素より望むべきことであるが然し其れは急に我国一般に望むことは出来ない」と述べていた [503]。そして、この約十年後に、その「望むべきこと」が現実のものとなり、彼は自ら私立学校の教育・運営に当たることになるのである。

2 『女子教育の革新』(1917年)にみる女子教育論

『女子教育の革新』(以下、『革新』と略記する)は、伊賀が、「女子教育に従事せしこと十有余年、必ずしも短日月と云はず。しかも天資魯鈍斯界に何等の貢献をもなし得ざりしは誠に慚愧に堪えざるなり。〈中略〉女子教育に対する真摯なる告白として微少にても斯道に益する所あらば余の光榮之れに過ぎざるなり。」との思いから、「徒らに世論に迎合」せず、「女子教育に対する主義主張を正直に記述」したものである [自序 3-4] (以下、特に注記のない場合は『革新』からの引用であり、頁数のみを記す)。本書前半部分(第1～5章)には上述した『大観』と重複する内容もあるが、本文 260 頁のうち後半 130 頁分が「学科論」と「訓育に就いて」(第6・7章)に充てられている点をはじめとして、教師・校長として高等女学校運営に関わった『大観』刊行以降の経験に基づいた女子教育論が展開されている点が本書の特徴であると言えよう。また先述したように、本書が、大阪府立夕陽丘高女校長を辞した(1916年4月)のちに森平蔵から私立女学校創設の相談を受け(同年初夏)、樟蔭高女設立認可を申請した(1917年9月22日)まさにその時期に書かれたものであることも注目に値する。のちに伊賀は、自伝において、「夕陽丘を去った後、彼(伊賀一引用者)は大いに考へた。自分の性格は窮屈な公立学校などに居るより想ふまゝに経営出来る私学の為に働く可きではないかと*⁸。」と述べており、「完全なる私立学校を

起)、『大観』[503]) さんとする自らの教育姿勢を示したのが、この『革新』であったと言えるのである。

本書においてまず初めに論じられているのは「修養教育と職業教育」の別である(第1章)。彼の説明にしたがえば、「修養教育」とは、「自由教育」とも言い、人間天賦の能力を多方面に調和的に発展して高尚な人格を養成することを目的とした教育を指し、一方「職業教育」は、一定専門の職業に就く準備・練習を目的とした教育を指している。『大観』にも記されていたように、高等女学校でなされる教育は、高等普通教育であり、前者に相当することとなる[9-10]。このことを確認したうえで、彼は次のように述べている。

高等女学校の教育の本旨は、<中略>修養教育にあるのだから、此等の学校の経費は、生徒の家庭に於て、当然負担すべき筈のものである。即ち授業料を以て、経費の全額を支弁すべき筈である。されば欧米各国に於ては、此の種の学校は多く、私人の経営に任かして、なるべく自由の発展をなさしめる。<中略>之に反して、職業学校の方は、<中略>官公立として、その経費の大部分を、国庫なり、地方なりの負担となし、授業料の如きは、出来得るだけ、少くすべきものであらうと思ふ。之が社会政策として、当然なことで、(我国の引用者) 現今の如く、中流以上の社会の、子女の教育を施す、高等女学校の経費を、租税の一部を以て支出し、中流以下の子女の、入学すべき職業学校を、全く公立に有せないといふことは、甚だ偏頗の沙汰ではあるまいか。[16-17]

ここで彼は、「修養教育」を主たる目的とする高等女学校は私立校が中心となるべきとの考えを示したと言えよう。ちなみに1918年段階における設置者別高等女学校数を見れば、官立3校・公立327校・私立90校となっており*⁹、官公立校が約8割を占めていた。

また、かように「修養教育」について論ずる一方で、伊賀は、「人間として生れたからには、何か専攻する所あつて、社会国家に、貢献せねばならない。職業の意味を、広意にとれば、如何なる階級の人にもそれ相当の職業はある。<中略>今日の社会組織に於ては、如何に富むものも、如何に身分高きものも、必ず、何かの職業をとつて、社会国家の為に、働かねばならぬ。また其れが、本人の幸福の基でもある。」と述べ、職業(専攻)と修養とは不離の関係にあるとの考えを示していた。そして、「女子は、原則としては、家政育児が、男子の専攻に相当」し、「如何に上流の婦人でも、家政育児の責任だけは、十分に尽さねばならぬ。それを尽して行く上にこそ、女子の修養も発展し、女子の幸福も、宿る」と言う[17-21]。そこで彼が強調したのが、女子教育における家庭教育——母親による教育——の意義であった。

この点について彼は、「若し、我国今日の女学校の教育について、最大欠点は何であるかと尋ねたら、私は家庭の生徒に及ぼす影響を、軽視せることが、その最大なるものであるといふを憚らない」と述べている。女性の活動の場は主に家庭であり、「家庭を放れては、女子の教育は到底、充分に行はるゝものでない」からである[94]。しかし、「今日我国の女学校は、余りに家庭の教育力を軽視し、余りに家庭の領分にまで、侵入し過ぎて居る」[95-96]。家事や裁縫は、本来各家庭で教育されるべきものであるのに、「我国今日の実際は、<中略>家事、裁縫を以て、女学校の最も骨を折るべき教科だとして居る」[97-102]。そのために、「女子をして母の感化を受け

しめる機会を、愈々少からしめ」、「母親のオーソリチー」を減じることになっていると彼は指摘し [106]、「今日的女子教育は、此の点に於て、大に反省せなければならぬではないか。勿論、因習の久しき、一朝一夕に、その弊風を矯めることは出来まいけれども、多少の犠牲は払つても、女子教育は、母親が中心であるといふ観念は、十分に明確にせなければならぬ。」[108] と言うのである。そしてそのうえで、彼が女子教育において最も重視すべきとしたのが、「子孫の教育」すなわち、育児・児童教育であった。

そもそも、「人は人情に依つてのみ、社会の一員として、統一さるゝもの」であり、「社会の統一を保つその根本的要素たる人情」を次代の国民に伝えることが出来るのは母のみであるのに [75-76]、日本の現状をみると、女学校在学中だけでなく卒業後も「裁縫や茶の湯や、生花が、殆ど女子の生命であるかの如くに貴ばれ」、「女子の第一任務となるべき、子供の教育に関する、準備的修養に付いては、何等顧慮するところなく、全く打つちやらかしの有様である」 [113] と彼は指摘し、次のように言う。

私はお針屋や、割烹の練習所が、流行するより以上の必要を、育児、児童教育の実習の上の発達に望む。女学校時代は、何をいっても年齢が若いから、未だ育児、児童教育の修養をなすに適せない。故に女学校卒業の後に、裁縫や、過法の補修を受けると同じやうな意味を以て、育児、児童教育の実習所に、修養せしむる必要があると、切実に感ずるのである。＜中略＞育児、児童教育が、婦人の最高義務であるといふことを、十分に理解したら、かゝる実習所の設立さるゝといふことは、当然なことであると、いはなければならぬ。＜中略＞国運は今や、大々的に発展せねばならぬ時期に迫つて居る。＜中略＞この時に當つて、日本帝国を代表して活躍する、第二の国民を養成する母親に、育児、児童教育の修養の必要を絶叫することは、必ずしも狂気じみた言論とはいはれないであらう。 [121-124]

そして彼は、「学科論」(第6章)において、以上の考えを女学校教育に則して次のように展開していくのである。

まず家事については、本来家庭教育でなされるべきものである、「家庭で実習に不便なものを、学校でやらすといふ方針」・「家事は家庭本位で、学校は、家庭の不足を補ふといふ方針」にすべきとし [195-196]、また裁縫については、女子教育においてあまりに過重視されていることを非難して、「今日の生活は、之を昔に比すれば、非常に複雑になつて居るので、家庭に於ける婦人の任務も、育児、衛生思想の発達、社交の発達、婦人修養の要求等のために、大に多忙になりつゝあるのであるから、昔とは裁縫等に付いての方針を、変へなければならぬ」[196-198]、「今日の我国の家庭に於ては、婦人の八百屋的任務を、出来得るだけ、簡便にして、さうして、婦人の力を、家庭衛生、育児、家族の精神的慰安といふ方面に、注がさねばならぬ」 [204] と主張する。かかる考えから、家事・裁縫は、できるだけ低学年での教授は控え、高学年において本格的に教授すべきとも彼は主張している [194]。

また、体育については、「男子のそれとの間に、差別を置かないで、無暗に運動のみを、奨励する」ことを「男女身体の根本差異並に、男女天職の差別を、無視せるもの」と批判し、「強壯と、敏捷」とに重きを置く男子の体育に対して、「健康と美麗」に重きを置いた女子のための体

育を奨励する [215-216]。さらに、兎角「窮屈にのみ考へ」られ、「形式上の整備にのみ捕へられて、生徒の情味に頓着しない、教育」状況——その結果として「理智は可なり発達したが、情味は乏しくなった」女性の現状——に対して、「家庭の慰安者となる可き筈の、彼等女学生の情味の養成は、決して忽にす可からざるものであ」と指摘し、女性の特性としての「人情」を養う「情味の教育の奨励」のために、運動会や文芸会が有効であることを説いた [258-260]。

そして、かかる伊賀の女子教育論が樟蔭高女において実践されることになるのである。

3 『私立樟蔭高等女学校記念帖』（1918年）にみる女子教育論の具体化

以上、『大観』・『革新』にみられる女子教育論を概観してきた。そこから言えるのは、伊賀は、『大観』において、当該期の高等女学校（女子中等教育）における問題点を矯正し且つ女子高等普通教育の不足を補うものとして「淑女主義」を提唱したうえで、『革新』において、それを敷衍し、より学校教育・学校運営に則して展開したということである。

では、上述した伊賀の女子教育論が、樟蔭高女における教育理念・教育システムとして如何に具体化されることになったのであろうか。それを知る手掛かりとなるのが、『記念帖』である。同書は、「一、本校設立の趣旨」・「二、本校設立経過一斑」・「三、本科及専攻科」・「四、校地校舎其他の設備」・「五、写真」から構成されており、そのうち、主に「三、本科及専攻科」において、まさに前掲二著において展開された女子教育の現状批判や性別（男女天職）論・母性重視の観点などが論じられ、それらに基づいて樟蔭高女創立時の体制が採られたことが記されている。

まずは、本科を4年制とし、本科卒業生のために専攻科を設けたことについて言及されている。「過渡時代の色彩最も濃厚なる我国今日の状態としては、たとへ本科を五ヶ年制とするも、本科のみの卒業にては、中等社会の主婦となる可き婦人としての修養は、未甚不備なるものある」ので、「時代の進歩は、普通教育の向上を要求す可ければ、本校亦本科の五年制度を採用するの時期来る可しと雖も、目下は四年制を採」り、「本科卒業後、尚進んで修養せんとするものは、専攻科に於てせしむるを適當と認めた」[9] と言う*¹⁰。

専攻科には、まず、「家政、教育に関する諸学科及其実習を課す」「家政部」が置かれたのであるが、これは、従来のように裁縫を重視したものではなく、「裁縫科に、比較的多くの時間を割りあてたりとは云へ、決して、お針屋を学校化したるのみのものには非ず。本科教育の多方的修養を受けて、之れを集成し、婦人の天職たるマザーフッド（母性）の資格を進歩向上せしめんことは、家政部の主要目的なり。」「[12]と説明されている。また、我国においても、高等女学校より高等な女子教育の必要性が認識されてきたことを論じたうえで、「只異論の存ずる所は此高等の教育が、男子と同様に、職業的性質に於てなさる可きや、又はマザーフッドを完全にする為めの性質に於て、なさる可きやにあり。」「[21-22]とし、この女子高等教育に関する二つの立場は、いわゆる女性解放論における「二の相反対せる主義」——ギルマン夫人一派に代表される「女子にも男子同様の職業教育を施し、婦人の経済的独立を為さしむ」べしとするもの（いわゆる女権主義的立場）と、ターベル女史やエレン・ケイ女史一派に代表される「女子教育は、女子の感性を益、レフアインして十分、マザーフッドを発揮せしむる」ことを目的とする、「性の差

別を確執し、高潮せるもの」(いわゆる母性主義的立場)——に由来するものであると説明されている [12-13]。ここで、樟蔭高女および専攻科家政部は、職業教育ではなく、より高等な普通教育を目的とした学校として、後者の立場にあることが確認されるのである。以上から、樟蔭高女ならびに専攻科の教育目的が、まさに『大観』・『革新』で論じられていた伊賀の女子教育——殊に家事(家政)・裁縫教育——論に基づいたものであることが理解されよう。しかし、「本校もまた、社会の趨勢に顧みて、他の専攻部を置き、婦人の職業的修養に便するの期あらん。必ずしも、原則にのみ固執するものに非ず。」[22]と付言されている点も注目される。

そして、樟蔭高女・専攻科の教育におけるもう一つの留意点として挙げられているのが、「最近文明の性質を会得して、之れに適應せしむるの準備を与ふること」[22]である。これは、「四、校地校舎其他の設備」・「五、写真」に掲載されている樟蔭高女の充実した施設・設備に裏打ちされたものであり、例えば、割烹実習において、当時まだ一般家庭には普及していなかった電熱器が使用されるなど、最新式の機材を用いた授業が行なわれるよう設備が整えられたことを指している。この施設・設備については、のちに、文部省から女子専門学校設置認可を受けるために行なわれた実地調査報告において、作法室・割烹教室・洗濯教室・音楽室・屋内体操場・大講堂などについて「是等ノ教室ハ一学級ノ生徒四五十人ヲ教授スル為ニハ何レモ十分ノ広サト便利ナル設備ト有シ就中作法室、大講堂ノ如キハ結構壯麗寧ロ贅沢ニ過クルヤノ感アリ」、「樟蔭高等女学校ハ設備資材ノ豊富ナル点ニ於テ全国高等女学校中稀ニ觀ル所ナリ」と記されるほどであった^{*11}。かように最新の設備を整えたのは、進展する都市生活に適應して生活改善に寄与する女性の育成を目的としたからであり、家政育児という女性の職業(専攻)を通じて「社会国家の為に、働」くこと(『革新』[17-21])、あるいは「淑女」として「社会国家に対しても尽くすべき本務を全うする資格」を有すること(『大観』[407])を目指したものであったと言えよう。

また、衛生および利便に配慮した屋外運動場(中央部約一千坪に木煉瓦、周囲約一千二百坪に芝生を敷いたもの)を整備したことは、開校直後の1918年6月に女子体育の視察研究のために朝輝記太留教諭をアメリカに留学させたこと^{*12}と併せてみれば、先述した従来の女子教育(女子体育)の問題点(『大観』[422-423])を改善し、女子に適した体育教育(『革新』[215-216])の研究を目的としたものであったと考えられる。

かように、『記念帖』に論じられているところと『大観』および『革新』の内容を比較してみれば、伊賀の主張する「淑女主義」に基づいた女子教育論が、創立者森平蔵の経済的・思想的支援を得ることによって、樟蔭高女として具体化されたと言っても過言ではない。しかし、創立時の樟蔭高女は、伊賀の教育思想すべてを体現し得た訳ではなかった。例えば、各科目授業時間数などは、樟蔭高女が高等女学校令に則った学校である以上、法令に準じる必要があり^{*13}、女子のためのより高等な普通教育の実践に関しても、「お針屋を学校化した」ものとは異なるとは言え、やはり裁縫が全教授時間の半分(週34時間のうち、第1学年においては17時間、第2学年においては18時間)を占める専攻科家政部としてしか、それを実現できなかったのである。

とは言え、女子に、職業教育ではなく、より高等な普通教育を施すことのできる「完全なる私立学校」を実現しようとする試みはその後も継続されており、樟蔭高女開校後も、伊賀は女子の

ための高等普通教育の必要性を説き続けていた。例えば1920年段階においても、

私は女子の為めには今日の高等女学校本科の上に少くも三四ヶ年程度のカルチュアを主目的とした高等教育機関を大に増設せねばならぬと信ずるもので、男子の為に設立せる今日の高等学校や大学にお相伴的に入学せしむる女子は男子と同様高等職業の準備を為さんとする特別希望のものに限ることゝし、一般女子の為めには別にカルチュアを主とせる高等の教育機関を設立するのが最良の方法だと思ふ。^{*14}

と論じ、樟蔭高女において着実にそれを実現しようとしていたと言えるのである。

開校後の組織改革をみると、1921年11月には本科を4年制から5年制に改定すると同時に、高等科（3年）設置認可を受け、このとき専攻科を廃止している。この前年7月に改正された高等女学校令の第10条によれば、「精深ナル程度に於テ高等女学校ノ学科目中一科目又ハ数科目ヲ専攻セシムル」専攻科に対し、高等科は「精深ナル程度に於テ高等普通教育ヲ為スモノ」とされ、高等科を設置したことは、樟蔭高女が伊賀の教育理念にまた一步近付いたことを意味していた。さらに1925年12月には樟蔭女子専門学校（予科1年、本科3年〈国文・家政・技芸科〉、以下、女専と略記する）の設置認可を受け、翌年4月には専攻科（1923年に再設置）と高等科を共に廃止し、女専を開校している。女専設置申請（1925年7月23日）のため文部省に提出された「樟蔭女子専門学校設立ニ付テノ決議書」（同年7月1日^{*15}）の第一項には、「本財団ハ設立当初ノ目的ヲ十分ニ遂行センガ為メ大正十五年度ヨリ樟蔭女子専門学校ヲ設立スルコト」と記され、『記念帖』において論じられた、女子のための高等普通教育の実践として女専が設けられたことがわかる。また、「樟蔭女子専門学校学則」第一条には「本校ハ女子ニ高等ノ學術技芸ヲ教授スルト共ニ其ノ人格ヲ陶冶スルコトヲ以テ目的トナス」と「高等ノ學術技芸」すなわち「専攻^{*16}」のみならず「人格」養成に力点を置いた伊賀の「淑女主義」が樟蔭女専の教育目的として掲げられていたのである^{*17}。

かくして、伊賀の女子教育論が、樟蔭学園の「建学の精神^{*18}」として、創立期の樟蔭高女・女専の基礎をつくり、現在に至ることとなったのである。

4 伊賀の女子教育論の位置づけ

では、樟蔭学園において実践されることになった伊賀の女子教育論は、同学園の基礎がつけられた1910年代後半から1920年代半ばにおける女性論や女子教育論のなかで如何なる位置にあったのだろうか。

彼の女子教育論の特徴は、男女の人格的平等という前提の下に性差に基づく「天職」（活動方面）の差を措定し、その「天職」——しかもその内容は、時勢・世態の変化に伴い変化していく——を全うするために必要な教育の徹底と高等化を主張した点にあると言える。そこで女子にとっての「天職」とされたのが、家政・育児という「消費的方面」であった。かかる特徴は、主に職業教育として展開していた当該期の女子高等教育や、裁縫に力点を置いた旧態然としたままの女学校教育（女子中等教育）——女性の「天職」抛棄（男性化）や「天職」に対する不真面目な態度——に対する批判となって彼の議論のなかに表われていたと言える。

かかる彼の女子教育論は、家政・育児を女性の「天職」とする点において、一見保守的な良妻賢母主義と見まごうものである。しかし一方で、当該期における女性論の新たな潮流と軌を一にするものでもあったと言える。

樟蔭高女が開校された1918年は、『婦人公論』や『太陽』などの誌上において、平塚らいてうや与謝野晶子らによって、いわゆる母性保護論争が展開された年でもあった。日本近代女性史上最も有名な論争と言っても過言ではないこの論争は、表面的には、女性の就労による経済的独立の必要性を説く与謝野と国家による母性保護の必要性を説く平塚との論争というかたちをとりつつ、その深部に、男女の人格的平等のうえに如何に女性の権利を確立するか、またそれを実現し得る国家・社会とは如何なるものか、その国家・社会の構成に女性が如何に参加すべきかという問題を孕んだ論争であったと言える。いわば、この論争においては、女性性（性差）を女性の劣性として否定するのではなく特性として活かすことが、国家・社会の構成員としての女性に求められていたのである^{*19}。伊賀の議論もかかる認識を共有するものであったと言えよう。

そしてまた、この論争において、平塚と共にエレン・ケイの母性主義に傾倒して母性保護の必要性を主張し、母および「消費者」としての女性の責務に言及していたのが、山田わかである。彼女と伊賀とのあいだにも共通する側面を見出すことができる^{*20}。

山田は、母性保護論争において、子供に対する母の責務を遂行し得ない女性に、仕事を与えて経済的独立を計らせるのではなく、経済的保障を与えること（母性保護）によって母としての責務を遂行させるべきと主張していた。そのため山田は、女性の生産活動（経済的独立）の意義を強調する与謝野を批判し、家庭における女性の消費活動の意義を説いたのである。そして、山田が主に下層階級を対象として母性の自覚・保護の必要性を主張し、伊賀は主に中上流階級を対象とした母性育成（教育）の必要性を問題としていた点に見られるように、両者のあいだに相違はあるが、母性の意義を強調しつつ、女性の家庭における消費活動を私的な問題としてではなく公的な問題として捉えていた点において、両者は共通していたと言える。かくしてみれば、伊賀は、山田と同様に、「消費者民主制の形成^{*21}」とも称される当該期の状況を捉え得て、樟蔭学園において、知識と行動力のある堅実な消費者＝主権者としての女性の育成を目指していたと考えることも可能であろう。

さらに、1920年前後の時期は、女子に対する高等教育（高等女学校以上の教育）の必要性が声高に叫ばれるようになった時期でもあり、実際に、当該期以降になると、私立女子専門学校の学校数および生徒数が急増していくことになる^{*22}。また、1919年4月の大学令施行後に実施された男子専門学校・高等師範学校の大学昇格に刺激されて、1920年前後から一部の私立女子専門学校や官立女子高等師範学校が、大学昇格運動を展開し、女子のための高等教育機関の必要性——男女共学ではなし得ない女子高等教育の存在——を強調するようになっていた^{*23}。伊賀の主張していた女子のための高等教育論は女専として実現されることになったのだが、樟蔭女専が職業教育としての専門教育よりも女子のための高等な普通教育を重視していた点を考慮すれば、彼の女子教育の理想は女専よりも女子大学として実現されるべきものではなかったかと考えられる。かくすれば、彼の女子高等教育論も、上述の女子教育界の動向の一翼を担うものであったと言えよ

う。そして、かかる女子高等教育論は、いずれも、女性にとっての性差を肯定的に捉える視角抜きには説かれ得なかったものなのである。

むすびにかえて

以上、伊賀の著書から彼の女子教育論の特徴を導き出し、それと『記念帖』とを比較することによって、彼の女子教育論が樟蔭学園の教育方針に如何に反映されていたかを明らかにしてきたつもりである。かかる観点から見れば、この『記念帖』は、日露戦後から第一次世界大戦直後の国家・社会の変化やあるべき方向性を見据え、そこに、女性が女性として活躍すべき必要性を見出した教育家＝伊賀駒吉郎の女子教育論・女性論を色濃く反映したものであり、且つそれが樟蔭学園として如何に実践されたかを検証することのできる貴重な史料であると言えよう。しかし、『記念帖』に記されているのは、あくまで設立の趣旨や教育方針であり、実際に行なわれた教育内容ではない。それが如何に実践され、生徒のあいだに如何に浸透していったかという点にまで言及するためには、樟蔭高女および女専において実施された教育内容等に踏み込んで検討する必要がある。そのためにも、現在すでに着手されている学園史料の調査収集・分析のさらなる進展に期待して、擱筆することにした。

-
- * 1 「彙報 大阪の樟蔭高等女学校落成式」(『婦人問題』1918年12月)。
 - * 2 学校法人樟蔭学園『樟蔭学園要覧 平成16年6月1日現在』[5頁]。
 - * 3 森彰朗「学園創立八十周年を迎えて」(前掲『樟蔭学園80周年記念誌』[2頁])。
 - * 4 伊賀駒吉郎『回顧七十有五年』(樟蔭女子専門学校出版部 1943年、[90～92頁])。なお、1911年春に大阪府立清水谷高等女学校に於いて開催された京都帝国大学教授(教育学)谷本富の講演速記録『女子教育』(実業之日本社 1911年 [246頁])において、伊賀の『女性大観』は、日本語による「女子研究」書として、東京女子高等師範学校教授下田次郎『女子教育』(金港堂書籍 1904年)とならんで推薦されている。
 - * 5 諸氏に対する伊賀の批評については、ここでその詳細を紹介すべきではあるが、紙幅の関係上本稿においては割愛する。なお、同批評については、「良妻賢母論争」(久木幸男他編集『日本教育論争史録 第一巻 近代編(上)』<第一法規 1980年>)を参照されたい。
 - * 6 桑木「女子教育雑感」(同『性格と哲学』<日高有倫堂 1906年>)参照。
 - * 7 『大観』が書かれた1907年段階において、高等女学校卒業後の女性の進学先として文部省に認可されていたのは、高等女学校に附設されている専攻科等の他には、官立では女子高等師範学校と東京音楽学校、私立専門学校では女子英学塾・日本女子大学校・東京女子医学校の3校——主に教員や医師・音楽家などの養成を目的とした高等専門教育(職業教育)を施す学校——のみという状況であった。
 - * 8 伊賀『回顧七十有五年』(樟蔭女子専門学校出版部 1943年 [103頁])。
 - * 9 文部省『学制百年史(資料編)』(1972年 [264頁])。

- *10 ここに述べられているとおり、1921年11月には、本科を4年制から5年制に改定している。
- *11 「報告書 別紙」(1925年12月14日、督学官森岡常蔵他より文部大臣岡田良平に提出、国立公文書館所蔵『大阪府 樟蔭女子専門学校設置廃止位置改称 第二教育門 を五』所収)。なお後述するように、樟蔭女子専門学校は、1925年12月25日に文部省より設置認可され、翌年4月に開校している。
- *12 『記念帖』には、「本校設立者は、教員の智識見聞を弘めんがために、各科主任教諭を、漸次欧米に留学せしむるの意志あり。」[8]と記されている。
- *13 先述したように、伊賀は、家事・裁縫については、各学年とも同時間数を教授すべきではなく高学年において重点的に教授すべきとの考えを示していたが、創立時の樟蔭高女本科および専攻科の「学科課程及教授時間数」を確認すると、裁縫は各学年週6時間、家事は第3・4学年ともに週3時間となっている。なお、同史料については、「樟蔭学園草創期資料のデータベース化とその活用」について調査・研究されている日本文化史学科白川哲郎助教授にご教示いただいた。
- *14 伊賀「女子の覚醒に就て」(奈良女子高等師範学校内家事研究会編『家事研究』1920.4)。なお彼は、男子大学・専門学校・高等学校などの女子への開放について問われたアンケートにおいても、「小生は原則としては女子の為に別に高等教育機関を設けることを当然と存じ候」と述べている(伊賀<男子大学開放問題への回答>『婦女新聞』1919年5月30日)。
- *15 前掲『大阪府 樟蔭女子専門学校設置廃止位置改称 第二教育門 を五』所収。
- *16 『革新』[17-21]、本稿第二章参照。
- *17 専門学校令第一条によると、専門学校は「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」とされ、「人格」養成については言及されていない。
- *18 前掲註2。
- *19 かかる母性保護論争に関する評価については、拙稿「母性保護論の展開——1910年代の平塚らいてうを中心に——」(歴史と方法編集委員会編『歴史と方法2 都市と言語』青木書店 1998年)、同「共同性と協同性——母性保護論争の射程——」(『ヒストリア』163号 1999年)、同「書評 米田佐代子著『平塚らいてう——近代日本のデモクラシーとジェンダー——』」(『日本史研究』485号 2003年)を参照されたい。またこの論争は、一面において、伊賀が『記念帖』で言及した女性解放論における「二の相反対せる主義」[12-13]による論争と理解されるものでもあった。
- *20 以下、山田わか思想については、拙稿「もうひとつの母性保護論——大正期における山田わか賢母主義をめぐって——」(『ヒストリア』195号 2005年6月)を参照のこと。
- *21 住友陽文「大衆ナショナリズムとデモクラシー」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座9 近代の転換』東京大学出版会 2005年)参照。また、文部省を中心として1920年頃から本格的に展開された生活改善運動も、女性の消費活動の公的意義を認めたものとして理解できる。なお、生活改善運動に関しては、小山静子『家庭の生成と女性の国民化』(勁草

書房 1999年)、同運動と女子教育(特に家事科)との関係については、拙稿「戦前女子教育に関する緒論——奈良女子高等師範学校内家事研究会編『家事研究』(1920年4月～1938年)をてがかりに——」(奈良女子大学百年史編纂専門委員会編『大学史研究』2001年)などを参照。

*22 佐々木啓子は1920年から1934年を女子高等教育の「拡大の始動」期、1935年から1944年を「加速」期と位置づけている(同『戦前期女子高等教育の量的拡大過程 政府・生徒・学校のダイナミクス』<東京大学出版会 2002年>参照)。

*23 女子専門学校・女子高等師範学校による大学昇格運動における議論に関しては、湯川次義『近代日本の女性と大学教育 教育機会開放をめぐる歴史』(不二出版 2003年、主に第4章)参照。

[付記] 本稿は、文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。